

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	
〈4・1 掲示〉	1

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年4月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第37号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
第3条の2の表中

地震防災指導監	南海地震対策その他の防災対策に係る企画及び指導の事務
---------	----------------------------

を

地震防災指導監	南海地震対策その他の防災対策に係る企画及び指導の事務
会計指導監	会計事務の適正化に関する企画及び指導の事務
職員健康推進監	職員の健康管理及び労働安全衛生に関する特に高度の専門的業務

に改める。

第3条の3の表中

地域産業振興監	所管する地域に係る産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの
---------	--

を

医師確保推進監	医師の確保に関する事務
地域産業振興監	所管する地域に係る産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの
畜産振興監	試験研究から生産、流通及び販売に至る一貫した畜産振興に関する事務のうち特に必要があると認められるもの
土木技術監	公共事業の実施に関する総合調整及び土木技術の管理等

の総括事務

に改める。
第14条第1項の表中

部局長	副部長等（担当する事務に限る。） 建設検査長（担当する事務に限る。）	参事（担当する事務に限る。） 主務課長	
副部長等	参事（担当する事務に限る。） 主務課長		

を

部局長	副部長等（担当する事務に限る。） 土木技術監（担当する事務に限る。） 建設検査長（担当する事務に限る。）	参事（担当する事務に限る。） 主務課長	
副部長等	参事（担当する事務に限る。） 主務課長		
土木技術監	参事（担当する事務に限る。） 主務課長		

に改める。

別表第1の2の(16)のイの項、2の(17)のウの項及び2の(17)のキの項中「広報広聴課長」を「文書情報課長」に改め、同表の3の(3)の項中「及び児童手当」を「、児童手当及び子ども手当」に改め、同表の3の(6)のアの項中「課長補佐等」を「課長補佐等、職員健康推進監」に改め、同表中3の(14)の項を3の(15)の項とし、3の(13)の項を3の(14)の項とし、3の(12)の項を3の(13)の項とし、3の(11)の項を3の(12)の項とし、3の(10)の項を3の(11)の項とし、3の(9)の項を3の(10)の項とし、3の(8)の項を3の(9)の項とし、同表の3の(7)のウの項中「及び地震防災指導監」を「、地震防災指導監及び会計指導監」に改め、同表の3の(7)の項を同表の

3の(8)の項とし、同表の3の(6)の項の次に次のように加える。

(7) 時間外勤務代休時間の指定及び実績確認に関すること。	ア 課長補佐等、職員健康推進監、生活安全推進監及び副参事に係るもの						○		
	イ 所属職員に係るもの							○	

別表第1の7の項中「補助金（）」を「補助金等（）」に改め、同表の7の(1)の項中「補助金の受入れ」を「補助金等の受入れ」に改め、同表の7の(1)のカの項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の7の(1)のキの項中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の7の(1)のクの項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の7の(2)の項から7の(4)の項までの規定中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の7の(5)の項中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の7の(6)の項から7の(8)の項までを次のように改める。

(6) 補助金等の交付要綱の制定に関すること。							○			高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第2条第1項各号のいずれかに該当するもの及び別に指定するものについては、財政課長に合議する。
(7) 補助金等の交付要綱の改廃に関すること。							○			〃 ※
(8) 補助事業等に起因して得た財産の処分の承認に関すること。							○			〃 ※

別表第1の7の(9)の項中「会計企画課長」を「会計管理課長」に改め、同表の7の(11)の項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の7の(12)の項中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の9の(1)の項を次のように改める。

(1) 工	ア 1件の工事	○								1 工事の施
-------	---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--------

事の施行決定及び予定価格の決定に関すること。	請負対象金額が5億円以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行決定については、財政課長に合議する。 2 事前に一括して箇所付けの決裁を受けているものの工事の施行決定及び予定価格の決定については、随意契約による場合を除き、部局長が専決する。 3 高知県財産規則第16条第1号に掲げる公有財産の取得に該当するものについては、11に定めるところにより合議する。この場合において「評価額」とあるのは、「工事請負対象金額」と読み替えるものとする。	長に合議する。 2 高知県財産規則第16条第1号に掲げる公有財産の取得に該当するものについては、11に定めるところにより合議する。この場合において「評価額」とあるのは、「工事請負対象金額」と読み替えるものとする。
	イ 1件の工事請負対象金額が3億円以上5億円未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ウ 1件の工事請負対象金額が2億円以上3億円未満のもの

	エ	1 件の工事 請負対象金額 が2億円未満 のもの						○	

額」とあるのは、「工事請負対象金額」と読み替えるものとする。

1 庁舎等の施設整備に係る建設工事の施行決定については、財政課長に合議する。
※
2 高知県財産規則第16条第1号に掲げる公有財産の取得に該当するものについては、11に定めるところにより合議する。この場合において「評価額」とあるのは、「工事請負対象金額」と読み替えるものとする。

別表第1の11の(3)のイの項を次のように改める。

イ	現金の寄附受納						○	財政課長	「こうちふるさと寄附金」に係るものについては、財政課長に合議を要しない。
---	---------	--	--	--	--	--	---	------	--------------------------------------

別表第1の11の(4)のアの項を次のように改める。

ア	基金の設置					○			財政課長 管財課長
---	-------	--	--	--	--	---	--	--	--------------

別表第1の11の(5)のウの項及び11の(5)のエの項中「会計企画課長」を「会計管理課長」に改め、同表の12の(21)の項中「補助金」を「補助金等」に、「財政課長の」を「財政課長に」に改め、同表備考2中「3の(4)、(5)、(7)、(8)及び(10)」を「3の(4)、(5)、(8)、(9)及び(11)」に改め、同表備考3中「地域産業振興監」を「医師確保推進監、地域産業振興監、畜産振興監、土木技術監」に、「3の(4)、(5)、(7)、(8)及び(10)」を「3の(4)、(5)、(8)、(9)及び(11)」に改め、同表備考4中「及び地震防災指導監」を「、地震防災指導監及び会計指導監」に、「3の(4)、(5)、(7)、(8)及び(10)」を「3の(4)、(5)、(8)、(9)及び(11)」に改め、同表備考5中「理事(医療センター担当)及び」を削り、同表備考6中「建設検査長」を「土木技術監及び建設検査長」に改め、同表備考8中「3の(4)から(6)まで、(8)、(9)及び(10)のア」を「3の(4)から(7)まで、(9)、(10)及び(11)のア」に改め、同表備考9中「各地区」を「各地域」に、「3の(4)から(10)のアまで」を「3の(4)から(11)のアまで」に改める。

別表第2中39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、36の項を37の項とし、35の項を36の項とし、同表の34の項中「36」を「37」に改め、同項を同表の35の項とし、同表中33の項を34の項とし、32の項を33の項とし、31の項を32の項とし、30の項を31の項とし、29の項を30の項とし、同表の28の項中「27」を「28」に改め、同項を同表の29の項とし、同表の27の項中「29、30及び34」を「30、31及び35」に改め、同項を同表の28の項とし、同表の26の項中「34」を「35」に改め、同項を同表の27の項とし、同表中25の項を26の項とし、24の項を25の項とし、23の項を24の項とし、22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項の次に次のように加える。

14	職員の時間外勤務代休時間の指定及び実績確認に関する こと。						○		〃
----	----------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	---

別表第2備考2及び備考3中「11から13まで及び15から17まで」を「11から14まで及び16から18まで」に改め、同表備考4中「17」を「18」に改め、同表備考5中「16」を「17」に改め、同表備考6中「28」を「29」に改め、同表備考7中「20から22まで、24から27まで及び30から37まで」を「21から23まで、25から28まで及び31から38まで」に改め、同表備考8中「28」を「29」に改め、同表備考9中「17」を「18」に改め、同表備考10中「16」を「17」に改め、同表備考11中「28」を「29」に改め、同表備考12を削り、同表備考13中「20、21及び28」を「21、22及び29」に改め、同備考を同表備考12とし、同備考の次に次のように加える。

13 家畜保健衛生所の支所に属する職員に係る11から17までの事項については、当該支所長が専決するものとする。

別表第2備考14中「28」を「29」に改め、同表備考15中「31、33、35及び37」を「32、34、36及び38」に改め、同表備考16を削り、同表備考17中「17」を「18」に改め、同備考を同表備考16とし、同備考の次に次のように加える。

17 高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所越知事務所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所並びに高知県幡多土木事務所宿毛事務所及び土佐清水事務所に係る33及び37の事項については、当該室戸事務所長、本山事務所長、越知事務所長、四万十町事務所長、宿毛事務所長及び土佐清水事務所長が

専決するものとする。

別表第2備考18及び備考19を削り、同表備考20中「20及び21」を「21及び22」に、「事務局長」を「高知女子大学に係るものにあつては事務局長が、高知短期大学に係るものにあつては事務局次長」に、「高知女子大学池校舎」を「高知女子大学永国寺校舎」に、「池事務室長」を「高知女子大学永国寺校舎に勤務する事務局次長」に改め、同備考を同表備考18とし、同表備考21中「22、23、27及び30から37まで」を「23、24、28及び31から38まで」に改め、同備考を同表備考19とし、同表備考22中「38」を「39」に改め、同備考を同表備考20とし、同備考の次に次のように加える。

21 県立大学に属する職員（学長、学長代理、事務局長、学部長、学生部長及び総合情報センター長を除く。）に係る11から17までの事項については、次の区分によるものとする。

ア 事務局次長に係るものにあつては、事務局長が専決するものとする。

イ アに掲げる職員以外の職員のうち、高知女子大学の教員に係るものにあつてはその者が属する学部の長が、研究科にのみ属する者に係るものにあつてはその者が属する研究科の長が、高知短期大学の教員に係るものにあつては学長代理が、その他の職員に係るものにあつては事務局次長（高知女子大学池校舎に勤務する職員に係るものにあつては高知女子大学池校舎に勤務する事務局次長、高知女子大学永国寺校舎に勤務する職員に係るものにあつては高知女子大学永国寺校舎に勤務する事務局次長）が専決するものとする。

22 県立大学に属する職員（学長、学長代理、事務局長、学部長、学生部長及び総合情報センター長を除く。）に係る18の事項については、次の区分によるものとする。

ア 事務局次長に係るものにあつては、事務局長が専決するものとする。

イ アに掲げる職員以外の職員に係るものにあつては、事務局次長（高知女子大学池校舎に勤務する職員に係るものにあつては高知女子大学池校舎に勤務する事務局次長、高知女子大学永国寺校舎に勤務する職員に係るものにあつては高知女子大学永国寺校舎に勤務する事務局次長）が専決するものとする。

別表第2備考23中「24から26まで」を「25から27まで」に、「高知女子大学永国寺校舎及び高知短期大学に係るものにあつては事務局次長が、高知女子大学池校舎に係るものにあつては池事務室長」を「事務局次長（高知女子大学池校舎に係るものにあつては高知女子大学池校舎に勤務する事務局次長、高知女子大学永国寺校舎に係るものにあつては高知女子大学永国寺校舎に勤務する事務局次長）」に改め、同表備考24中「28」を「29」に、「が専決するものとする。ただし、高知女子大学池校舎に係るものにあつては、池事務室長」を「（高知女子大学池校舎に係るものにあつては高知女子大学池校舎に勤務する事務局次長、高知女子大学永国寺校舎に係るものにあつては高知女子大学永国寺校舎に勤務する事務局次長）」に改める。

別表第3の1の(2)中「広報広聴課」を「文書情報課」に改め、同表の1の(4)の表2の項に次のように加える。

(4) 地方自治法第153条の規定に基づく職員への事務の委任等及び同法第180条の2の規定に基づく委員会等への事務の委任等に関すること。	○												
(5) (4)のうち重要なもの	○												

別表第3の1の(8)の表1の(8)の項中「及び指定の取消しに關しての総務大臣への指示の請求（法第700条の6の4第5項及び第6項）」を「に關しての総務大臣への指示の請求及び総務大臣の指示に基づく指定の取消し（法第144条の9第5項ただし書及び第6項）」に改め、同表の1の(9)の表1の(10)の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、同表の1の(10)の表1の項中「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下この項において「法」を「旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下この項において「旧法」に改め、同表の1の(10)の表1の(1)の項及び1の(2)の項中「法」を「旧法」に改め、同表の1の(10)の表2の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、同表の1の(10)の表2の(5)の項から2の(10)の項までを削り、同表の1の(10)の表2の(11)の項中「(10)」を「(4)」に改め、同項を同表の1の(10)の表2の(5)の項とし、同表の1の(10)の表2の(12)の項を削り、同表の3の(1)の表1の項を次のように改める。

1 健康増進法（平成14年法律第103号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 都道府県健康増進計画の策定（法第8条第1項）									○				
	(2) 専門的な保健指導等に関すること。（法第18条第1項第1号及び第3号）												○	保健所長
	(3) 生活習慣相談等の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助（法第18条第2項）												○	〃
	(4) 健康増進事業の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助（法第19条の3）												○	〃
	(5) 生活習慣相談等及び健康増進事業の実施の状況に関する市町村からの報告の徴収（法第19条の4）												○	〃
	(6) (1)から(5)までの事項以外の法に関すること。									○				

別表第3の3の(1)の表2の項を同表の3の(1)の表6の項とし、3の(1)の表1の項の次に次

のように加える。

2 食育基本法（平成17年法律第63号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 都道府県食育推進計画の作成（法第17条第1項）			○															
	(2) (1)の事項以外の法に関すること。				○														
3 栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 栄養士免許の取消し及び栄養士の名称の使用の停止命令（法第5条第1項）			○															
	(2) 他の都道府県で受けた栄養士免許又は管理栄養士免許の取消し及び名称の使用の停止の必要があると認める場合における免許を与えた都道府県知事又は厚生労働大臣への通知（栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。）第7条）			○															
	(3) 栄養士の養成施設等の指定の申請に係る知事の意見に関すること。（政令第9条）			○															
	(4) 栄養士の養成施設等の内容変更の承認申請に係る知事の意見に関すること。（政令第12条第2項において準用する政令第9条）			○															
	(5) (1)から(4)までの				○														

	事項以外の法に関すること。																		
4 調理師法（昭和33年法律147号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 調理師試験の実施及び指定試験機関への試験事務の委託に関すること。（法第3条の2第1項及び第2項）			○															
	(2) 調理師免許の取消し（法第6条）			○															
	(3) 他の都道府県で受けた免許の取消しが適当と認める場合における免許を与えた都道府県知事への通知（調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第17条）			○															
	(4) (1)から(3)までの事項以外の法に関すること。				○														
5 保健所 使用料等 徴収条例 （昭和23年高知県 条例第49号。以下 この項にお いて「条例 という。） に関する 事務	(1) 使用料の額の決定（条例第2条）			○														財政課長	
	(2) 使用料の減免（条例第4条）													○				保健所長	

別表第3の3の(5)中「健康づくり課」を「健康対策課」に改め、同表の3の(5)の表1の項から4の項までを削り、同表の3の(5)の表5の項を同表の3の(5)の表1の項とし、同表の3の(5)の表6の(1)の項中「#」を「保健所長」に改め、同表の3の(5)の表6の項を同表の3の(5)の表2の項とし、同表の3の(5)の表7の項を同表の3の(5)の表3の項とし、同表の3の(5)の表8の(3)の項中「5類感染症」を「五類感染症」に、「又は2類感染症、3類感染症、4類感染症若しくは」を「並びに二類感染症、三類感染症、四類感染症及び」に、「又は診療所の指定及び」を「及び診療所の指定並びに当該」に改め、同表の3の(5)の表8の(10)の項中「1類感

染症患者及び2類感染症患者」を「一類感染症患者並びに二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者」に改め、同表の3の(5)の表8の(11)の項中「入院期間の延長の勧告及び入院の措置の実施」を「入院し、又は入院させるべきことの勧告、入院の措置の実施及び入院の期間の延長」に改め、同表の3の(5)の表8の(13)の項及び8の(14)の項中「1類感染症患者及び2類感染症患者」を「一類感染症患者並びに二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者」に、「において」を「において読み替えて」に改め、同表の3の(5)の表8の(15)の項中「感染症(新感染症を一類感染症とみなすときを含む。)」を「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び新型インフルエンザ等感染症並びに一類感染症とみなされる新感染症」に、「及び指示並びに」を「並びに市町村に対する消毒の指示及び」に、「(法第50条第1項において準用する場合を含む。)」を「及び第50条第1項」に改め、同表の3の(5)の表8の(16)の項中「ねずみ族」を「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び新型インフルエンザ等感染症並びに一類感染症とみなされる新感染症の病原体に汚染された等のねずみ族」に、「及び指示並びに」を「並びに市町村に対する駆除の指示及び」に、「(法第50条第1項において準用する場合を含む。)」を「及び第50条第1項」に改め、同表の3の(5)の表8の(17)の項中「感染症(新感染症を一類感染症とみなすときを含む。)」を「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び新型インフルエンザ等感染症並びに一類感染症とみなされる新感染症」に、「及び指示」を「並びに市町村に対する消毒の指示及び必要な措置の実施」に、「(法第50条第1項において準用する場合を含む。)」を「及び第50条第1項」に改め、同表の3の(5)の表8の(18)の項中「死体」を「一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症並びに一類感染症とみなされる新感染症の病原体に汚染された等の死体」に、「第30条第1項及び第2項(法第50条第1項において準用する場合を含む。)」を「第30条第1項及び第2項ただし書並びに第50条第1項」に改め、同表の3の(5)の表8の(19)の項中「生活」を「一類感染症、二類感染症及び三類感染症並びに一類感染症とみなされる新感染症の病原体に汚染された等の生活」に、「命令及び指示(法第31条(法第50条第1項において準用する場合を含む。))」を「措置(法第31条第1項及び第50条第1項)」に改め、同表の3の(5)の表8の(20)の項中「建物」を「一類感染症及び一類感染症とみなされる新感染症の病原体に汚染された等の建物」に、「措置」を「措置及び必要な措置の実施」に、「(法第50条第1項において準用する場合を含む。)」を「及び第50条第1項」に改め、同表の3の(5)の表8の(21)の項中「交通」を「一類感染症及び一類感染症とみなされる新感染症の病原体に汚染された等の場所の交通」に、「(法第50条第1項において準用する場合を含む。)」を「及び第50条第1項」に改め、同表の3の(5)の表8の(22)の項中「感染症」を「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び新型インフルエンザ等感染症並びに一類感染症とみなされる新感染症」に、「(法第50条第1項において準用する場合を含む。)」を「及び第50条第1項」に改め、同表の3の(5)の表8の(23)の項中「入院患者」を「入院患者(新感染症の所見がある者を含む。)」に改め、同表の3の(5)の表8の(25)の項中「第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関」を「第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関」に、「及び指定」を「及び当該指定」に改め、同表の3の(5)の表8の(26)の項中「入院患者」を「入院患者(新感染症の所見がある者を含む。)」に改め、同表の3の(5)の表中8の項を4の項とし、9の項を5の項とし、10の項を6の項とし、11の項を7の項とし、12の項を8の項とし、13の項を9の項とし、14の項を10の項とし、同表の3の(5)の表15の(1)の項中「第21条の9第1項」を「第20条第1項」に改め、同表の3の(5)の表15の(2)の項中「医療の給付(法第21条の9の2)」を「医療の給付等(法第21条の5)」に改め、同表の3の(5)の表中15の項を11の項とし、16の項を12の項とし、17の項を13の項とし、18の項を14の項とし、同表の3の(5)の表に次のように加える。

15	肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)に関する事務	肝炎患者の療養に係る経済的支援その他の肝炎対策基本法に関すること。							○				
----	----------------------------	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第3の3の(6)の表6の(1)の項中「保健所長」を「#」に改め、同表の3の(6)の表35の(10)の項中「健康づくり課」を「健康対策課」に改め、同表の4の(3)の表2の(1)のアの項、2の(2)のウの項及び2の(4)の項中「高知県立中央児童相談所」を「高知県中央児童相談所」に改め、同表の4の(3)の表2の(6)の項を同表の4の(3)の表2の(7)の項とし、同表の4の(3)の表2の(5)の項の次に次のように加える。

(6)	児童の一時保護の委託(法第33条第2項)								○		#		
-----	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---	--	--

別表第3の4の(3)の表3の(1)のアの項中「高知県立幡多児童相談所長」を「高知県幡多児童相談所長」に改め、同表の4の(4)の表3の項中「児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改め、同表4の(5)の表を次のように改める。

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部长等	課長	課長補佐等			
1 社会福祉法(以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 児童福祉法第6条の2第6項に規定する地域子育て支援拠点事業(以下この項において「地域子育て支援拠点事業」という。)の開始等の届出の受理(法第69条)					○				
	(2) 地域子育て支援拠点事業を経営する者に対する報告の徴収並びに検査					○				

	及び調査（法第70条）																			
	(3) 地域子育て支援拠点事業を経営する者に対する地域子育て支援拠点事業の制限及び停止の命令（法第72条）						○													福祉指導課長
2 高知県 子ども条例（平成16年高知県条例第35号）に関する事務	高知県こどもの環境づくり推進委員会に関すること。										○									

別表第3の4の(6)の表中3の(4)の項を3の(6)の項とし、3の(3)の項を3の(5)の項とし、3の(2)の項の次に次のように加える。

(3) 家庭的保育事業を行う市（中核市を除く。）に対する報告の徴収及び立入検査（法第34条の16第1項）							○													関係する課長
(4) 家庭的保育事業を行う町村に対する報告の徴収及び立入検査（法第34条の16第1項）											○									福祉保健所長

別表第3の5の(2)の表3の(4)の項中「財政課長」を「H」に改め、同表の5の(3)の表1の(1)の項中「及び一般連鎖販売業者並びに業務提供誘引販売業を行う者」を「、一般連鎖販売業者及び業務提供誘引販売業を行う者並びに連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」に、「停止命令及び」を「停止命令及び当該停止命令をした旨の」に、「第18条第1項から第3項まで」を「第19条第1項から第3項まで」に改め、同表の5の(3)の表8の項中「第4条第2項」を「第4条第3項」に、「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同表の5の(3)の表9の(1)の項及び9の(2)の項を次のように改める。

(1) 個別信用購入あっせん業者に対する改善命令（法第35条の3の21第1項並びに割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第33条第1項及び第							○													
---	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 項)																				
(2) 登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消し等（法第35条の3の32第2項並びに割賦販売法施行令第33条第1項及び第2項）											○									

別表第3の5の(3)の表10の項中「交通安全対策の実施及び推進計画の策定」を「交通安全推進方針の策定その他の交通安全対策基本法」に改め、同表の6の(1)の表1の(2)の項中「過疎地域自立促進県計画」を「過疎地域自立促進都道府県計画」に、「第7条第1項及び同条第4項において準用する同条第1項」を「第7条第1項及び第5項」に改め、同表の6の(1)の表4の(3)の項中「農業農村支援課長」を「農業政策課長」に改め、同表の7の(1)の表9の(2)の項を同表の7の(1)の表9の(3)の項とし、同表の7の(1)の表9の(1)の項の次に次のように加える。

(2) (1)のうち軽易又は定例的なもの											○									
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の9の(1)中「農政企画課」を「農業政策課」に改め、同表の9の(2)中「農業農村支援課」を「農地・担い手対策課」に改め、同表の9の(4)の表12の(2)の項を同表の9の(4)の表12の(3)の項とし、同表の9の(4)の表12の(1)の項の次に次のように加える。

(2) (1)のうち軽易又は定例的なもの											○									
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の9の(6)の表2の(2)の項から2の(4)の項までを次のように改める。

(2) 製造業者等に対する表示に関する指示及び当該指示に係る公表（法第19条の14第1項及び第2項並びに第19条の14の2並びに政令第12条第1項）											○									
(3) 製造業者等に対する表示に関する指示に係る措置をとるべきことの命令及び当該命令に係る公表（法第19条の14第4項及び第19条の14の2並びに政令第12条第1項）											○									
(4) 政令第12条の規定に												○								

より都道府県知事が行う事務のうち、(2)及び(3)の事項以外のものに関すること。										
別表第3の9の(6)の表に次のように加える。										
3 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号。以下この項において「政令」という。）に関する事務	(1) 地域出荷販売事業者に対する勧告及び命令（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条の3及び政令第17条第1項）			○						
	(2) 政令第17条の規定により都道府県知事が行う事務のうち、(1)の事項以外のものに関すること。				○					
別表第3の9の(7)の表12の項を次のように改める。										
12 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）	(1) 製造業者等に対する表示に関する指示及び当該指示に係る公表（法第19条の14第1項及び第2項並びに第19条の14の2並びに政令第12条第1項）			○						
	(2) 製造業者等に対する表示に関する指示に係る措置をとるべきことの命			○						

及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）に関する事務	令及び当該命令に係る公表（法第19条の14第4項及び第19条の14の2並びに政令第12条第1項）					○				
別表第3の9の(7)の表25の(2)の項を同表の9の(7)の表25の(3)の項とし、同表の9の(7)の表25の(1)の項の次に次のように加える。										
(2) (1)のうち軽易又は定例的なもの										
別表第3の9の(8)の表1の(1)の項及び1の(7)の項中「農政企画課長」を「農業政策課長」に改め、同表の10の(1)の表2の項を次のように改める。										
2 高知県環境基本条例（平成8年高知県条例第4号）に関する事務	環境基本計画の策定及び変更（高知県環境基本条例第9条）			○						関係する課長
別表第3の10の(1)の表9の(2)の項を同表の10の(1)の表9の(3)の項とし、同表の10の(1)の表9の(1)の項の次に次のように加える。										
(2) (1)のうち軽易又は定例的なもの										
別表第3の10の(1)の表中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。										
3 県民参加の森づくり推進	(1) 山の学習支援事業費補助金に係る検査に関すること。								○	林業事務所長（高知

事業に関する事務																				県中央 東林業 事務所 嶺北林 業振興 事務所 の所管 区域内 のもの にあつ ては、 高知中 央東林 業事務 所嶺北 林業振 興事務 所長に 委任す る。)
	(2) 公立小中学校林等整備事業費補助金に係る検査に関すること。																			〇

別表第3の10の(2)の表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を削り、16の項を15の項とし、同表の10の(3)の表1の(2)の項中「交付決定」を「交付決定、検査」に改め、同表の10の(3)の表2の項中「林内路網アップグレード事業」を「きめ細かな林内路網整備事業」に改め、同表の10の(3)の表3の(2)の項中「交付決定」を「交付決定、検査」に改め、同表の10の(4)の表3の項中「農林公庫資金」を「株式会社日本政策金融公庫資金」に改め、同表の10の(4)の表7の項を削り、同表の10の(4)の表8の項中「木づかい促進事業費補助金」を「木の香るまちづくり推進事業費補助金」に改め、同項を同表の10の(4)の表7の項とし、同表の10の(4)の表9の項を同表の10の(4)の表8の項とし、同表の10の(5)の表1の(9)の項中「支払及び確定」を「検査、確定及び支払」に改め、同表の10の(6)の表1の(8)の項中「その公表」を「当該勧告に従わない場合の公表」に改め、同表の10の(6)の表8の(3)の項中「及び国定公園に関する公園事業の決定(法第7条第3項及び第4項)」を「(法第7条第2項)」に改め、同表の10の(6)の表8の(12)の項中「(11)」を「(17)」に改め、同項を同表の10の(6)の表8の(18)の項とし、同表の10の(6)の表8の(11)の項を削り、同表の10の(6)の表8の(10)の項中「第66条第1項」を「第79条第1項」に改め、同項を同表の10の(6)の表8の(17)の項とし、同表の10の(6)の表8の(9)の項中「第52条第4項」を「第64条第4項」に改め、同項を同表の10の(6)の表8の(16)の項とし、同表の10の(6)の表8の(8)の項中「第47条」を「第59条」に改め、同項を同表の10の(6)の表8の(15)の項とし、同表の10の(6)の表8の(7)の

項中「第46条」を「第58条」に改め、同項を同表の10の(6)の表8の(14)の項とし、同表の10の(6)の表8の(6)の項中「第45条第2項」を「第57条第2項」に改め、同項を同表の10の(6)の表8の(13)の項とし、同項の前に次のように加える。

(9) 国定公園における生態系維持回復事業計画の策定、廃止及び変更(法第38条第2項及び第6項)																					〇	
(10) 国定公園における生態系維持回復事業が国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨等の確認及び認定(法第41条第2項及び第3項)																						〇
(11) 国定公園における生態系維持回復事業に係る変更の確認及び認定(法第41条第4項において読み替えて準用する法第39条第6項)																						〇
(12) 国定公園における生態系維持回復事業が国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨等の認定の取消し(法第41条第4項において読み替えて準用する法第40条)																						〇

別表第3の10の(6)の表8の(5)の項中「第27条第1項及び第2項」を「第34条第1項及び第2項」に改め、同項を同表の10の(6)の表8の(8)の項とし、同表の10の(6)の表8の(4)の項中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改め、同項を同表の10の(6)の表8の(7)の項とし、同表の10の(6)の表8の(3)の項の次に次のように加える。

(4) 国定公園に関する公園計画の廃止及び変更に係る環境大臣への意見の具申並びに当該公園計画の追加に係る環境大臣への申出(法第8条第3																						〇
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

項)																			
(5) 国定公園に関する公園事業の決定、廃止及び変更（法第9条第2項及び第5項）			○																
(6) 国定公園に関する公園事業の一部執行の認可を受けた者に対する改善命令、当該認可の取消し並びに原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令並びに当該原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の執行（法第16条第4項において読み替えて準用する法第11条、第14条第3項並びに第15条第1項及び第2項）			○																

別表第3の10の(6)の表13の項を次のように改める。

13 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 特定事業者としての庁舎等のエネルギーの使用の合理化の目標達成のための中長期的な計画の作成（法第14条第1項）			○																関係する部長	
	(2) 法第3条に規定する基本方針に基づく庁舎におけるエネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関する管理標準の設定																				高知県庁舎管理規則第4条第2項に規定する庁舎管理責任者が専決する。
	(3) (1)及び(2)以外の法に関すること。							○													関係する課長

別表第3の10の(6)の表に次のように加える。

14 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 地方公共団体実行計画の策定及び変更（法第20条の3第1項及び第9項）			○																
	(2) 地方公共団体実行計画の策定及び変更に係る措置の実施及び関係地方公共団体からの意見の聴取（法第20条の3第6項及び第7項並びに同条第9項において準用する同条第6項及び第7項）			○																
	(3) 地方公共団体実行計画の公表（法第20条の3第8項及び同条第9項において準用する同条第8項）				○															
	(4) 地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表（法第20条の3第10項）				○															
	(5) 地方公共団体実行計画協議会の設置（法第20条の4第1項）				○															
	(6) 特定排出者としての庁舎等が排出した温室効果ガス算定排出量の報告（法第21条の2第1項）					○														
	(7) 地球温暖化防止活動推進員の委嘱（法第23条第1項）					○														
	(8) 地球温暖化防止活動推進センターの指定及び当該指定の取消し（法第24条第1項及び第5項）					○														

(9) (1)から(8)までの 事項以外の法に関するこ と。																			
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の10の(7)の表17の(1)の項中「確認の」を「当該確認の」に、「第3条第1項ただし書及び土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第12条第5項」を「第3条第1項ただし書及び第5項」に改め、同表の10の(7)の表17の(3)の項中「実施及び公告（法第4条）」を「結果の報告の命令及び実施並びに当該実施に係る公告（法第4条第2項及び第5条）」に改め、同表の10の(7)の表17の(4)の項中「指定区域の指定、公示及び指定の解除（法第5条）」を「要措置区域の指定及び当該指定の解除（法第6条第1項、第2項及び第4項並びに同条第5項において準用する同条第2項）」に改め、同表の10の(7)の表17の(5)の項中「措置命令、実施及び公告（法第7条）」を「措置の指示、指示措置等の措置命令、汚染の除去等の措置の実施及び当該実施に係る公告（法第7条第1項、第4項及び第5項）」に改め、同表の10の(7)の表17の(6)の項から17の(11)の項までを次のように改める。

(6) 形質変更時要届出区域の指定及び当該指定の解除（法第11条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する法第6条第2項）																			
(7) 土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更命令（法第12条第4項）																			
(8) 汚染土壤を搬出ししようとする者に対する措置命令（法第16条第4項）																			
(9) 汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための措置命令（法第19条）																			
(10) 汚染土壤処理業の許可及び当該許可の更新並びに当該許可に係る変更の許可（法第22条第1項及び第4項並びに第23条第1項）																			
(11) 汚染土壤処理業者に																			

対する改善命令及び汚染 土壤処理業の許可の取消 し等（法第24条及び第25 条）																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の10の(7)の表17の項に次のように加える。

(12) 汚染土壤処理施設を 汚染土壤の処理の事業の 用に供した者に対する措 置命令（法第27条第2 項）																			
(13) (1)から(12)までの 事項以外の法に関するこ と。																			

別表第3の10の(7)の表に次のように加える。

18 高知県 土砂等の 埋立て等 の規制に 関する条 例（平成 21年高知 県条例第 10号。以 下この項 において 「条例」 という。） に関する 事務	(1) 土砂基準及び水質基準の設定、変更及び廃止に係る高知県環境審議会への諮問（条例第6条第2項及び条例第7条第2項において準用する条例第6条第2項）																		
	(2) 土砂等の埋立て等をする者等に対する措置命令（条例第8条第2項及び第3項並びに第9条第2項）																		
	(3) 特定埋立事業の許可及び当該許可に係る変更の許可（条例第10条、第14条及び第15条第1項並びに同条第4項において準用する条例第14条）																		
	(4) 特定埋立事業の譲受けの許可（条例第24条第1項及び同条第3項において準用する条例第14条）																		

(5) 特定埋立事業の許可の取消し等 (条例第26条第1項)				○						
(6) 違反者に対する措置命令 (条例第27条)				○						
(7) 土砂等の埋立て等をする者等に対する立入検査等 (条例第29条第1項)				○						
(8) (1)から(7)までの事項以外の条例に関する事。					○					

別表第3の11の(1)の表1の(1)の項中「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改め、同表の11の(1)の表1の(2)の項中「第100条の6第4項」を「第100条の8第4項」に改め、同表の11の(1)の表1の(3)の項中「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に、「第91条の2第2項」を「第91条第2項」に改め、同表の11の(3)の表7の(2)の項を同表の11の(3)の表7の(3)の項とし、同表の11の(3)の表7の(1)の項の次に次のように加える。

(2) (1)のうち軽易又は定例的なもの				○						
----------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第3の11の(4)の表2の項を次のように改める。

2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (以下この項において「法」という。)及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行	(1) 製造業者等に対する表示に関する指示及び当該指示に係る公表 (法第19条の14第1項及び第2項並びに第19条の14の2並びに政令第12条第1項)				○					
	(2) 製造業者等に対する表示に関する指示に係る措置をとるべきことの命令及び当該命令に係る公表 (法第19条の14第4項及び第19条の14の2並びに政令第12条第1項)				○					
	(3) 政令第12条の規定により都道府県知事が行う					○				

令 (以下この項において「政令」という。)に関する事務	事務のうち、(2)及び(3)の事項以外のものに関する事。									
-----------------------------	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の11の(5)の表2の(7)の項中「第8条第1項」を「第8条」に改め、同表の11の(5)の表2の(9)の項中「第11条第1項」を「第11条第1項及び第2項」に改め、同表の11の(5)の表2の(10)の項中「許可工事に係る着手及び完成届書」を「許可に係る工事の着手及び完成の届書」に改め、同表の11の(5)の表2の(11)の項中「第13条及び第14条第2項」を「第14条第1項並びに第15条第2項ただし書及び第3項」に改め、同表の11の(5)の表2の(12)の項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同表の11の(5)の表2の(13)の項中「第15条」を「第16条」に改め、同表の11の(5)の表2の(14)の項中「第16条」を「第17条」に改め、同表の11の(5)の表2の(15)の項中「第17条」を「第18条」に改め、同表の11の(5)の表2の(18)の項中「(17)」を「(20)」に改め、同項を同表の11の(5)の表2の(21)の項とし、同表の11の(5)の表2の(17)の項中「を徴収すること。(条例第20条)」を「の徴収 (条例第43条)」に改め、同項を同表の11の(5)の表2の(20)の項とし、同表の11の(5)の表2の(16)の項中「第18条及び第19条」を「第41条及び第42条」に改め、同項を同表の11の(5)の表2の(19)の項とし、同表の11の(5)の表2の(15)の項の次に次のように加える。

(16) 指定管理者に対する原状回復義務の免除の承認 (条例第37条ただし書)				○						
(17) 指定管理漁港施設の施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定 (条例第38条)				○						
(18) 指定管理者の業務の代行 (条例第40条)							○			土木事務所長

別表第3の11の(5)の表4の項中「港湾課」を「港湾・海岸課」に改め、同表の12の(3)の表10の(2)の項及び23の(1)の項中「高知駅周辺都市整備事務所長」を削り、同表の12の(6)の表10の(1)の項中「第10条、第10条の2」を「第9条第1項、第10条の3第1項」に改め、同表の12の(6)の表10の(1)のAの項中「事業計画変更」を「事業計画の変更」に、「運行管理規程及び運送約款」を「運送約款及び安全管理規程」に改め、同表の12の(7)の表10の項を削り、同表の12の(8)の表5の(3)の項中「許可 (法第5条第1項及び第2項)」を「許可並びに許可事項の変更の許可 (法第5条第1項)」に改め、同表の12の(8)の表5の(5)の項中「(3)のうち」を「(3)の公園管理者以外の者の公園施設の設置及び管理の」に、「係るもの」を「係るもの (法第5条第3項)」に改め、同表の12の(8)の表5の(7)の項中「掲げるもの」を「掲げるもの並びに同条第7号に掲げるもの (都市公園法施行令 (昭和31年政令第290号) 第12条第1号 (占用期間が6月以内

のものに限る。)、第7号及び第8号に掲げるものに限る。)に係るもの」に改め、同表の12の(8)の表5の(8)の項中「に係るもの並びに許可の更新」を「並びに同条第7号に掲げるもの(都市公園法施行令第12条第1号(占用期間が6月以内のものに限る。)、第7号及び第8号に掲げるものに限る。))」に改め、同表の12の(8)の表中5の(18)の項を5の(19)の項とし、5の(17)の項を5の(18)の項とし、5の(16)の項を5の(17)の項とし、同表の12の(8)の表5の(15)の項中「立体都市公園の構造に損害を防止するための必要な命令」を「公園保全立体区域内の土地等の所有者等に対する措置命令」に改め、同項を同表の12の(8)の表5の(16)の項とし、同表の12の(8)の表5の(14)の項中「公告等」を「変更及び廃止並びにこれらに係る公告」に改め、同項を同表の12の(8)の表5の(15)の項とし、同表の12の(8)の表5の(13)の項中「(12)に掲げる協定を締結した場合の」を「公園一体建物に関する協定の締結に係る」に改め、同項を同表の12の(8)の表5の(14)の項とし、同表の12の(8)の表5の(12)の項を同表の12の(8)の表5の(13)の項とし、同表の12の(8)の表5の(11)の項を同表の12の(8)の表5の(12)の項とし、同表の12の(8)の表5の(10)の項中「(7)」を「(9)」に、「期間満了時に都市公園を現状に回復させる等の必要な指示をすること。」を「期間の満了時等の原状回復等の指示」に改め、同項を同表の12の(8)の表5の(11)の項とし、同表の12の(8)の表5の(9)の項中「(7)」を「(9)」に改め、同項を同表の12の(8)の表5の(10)の項とし、同表の12の(8)の表5の(8)の項の次に次のように加える。

(9) (6)の公園施設の占有の許可の更新に係るもの(法第6条第4項)											○							〃
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	---

別表第3の12の(10)の表8の項を次のように改める。

8 エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言並びに届出事項に係る指示並びに当該指示に係る措置命令(法第74条第1項並びに第75条第2項及び第4項)																		○					高知県幡多土木事務所所管区域内のものについては、高知県幡多土木事務所長に委任する。
	(2) 特定建築主等に対する報告の徴収及び立入検査(法第87条第10項)																			○				〃
	(3) (1)及び(2)の事項																			○				

	以外の法に関すること。																							
--	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の12の(11)中「港湾課」を「港湾・海岸課」に改め、同表の12の(11)の表4の項中「第6条第2項第1号ニ」を「第6条第2項第1号ロ、ニ及びホ」に改め、同表の12の(11)の表5の(5)の項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同表の12の(11)の表5の(9)の項中「取消し、許可条件の変更並びに既設工作物の改築、変更、撤去その他必要な措置の命令」を「取消し等」に改め、同表の12の(11)の表5の(11)の項中「第13条ただし書」を「第13条第1項ただし書及び第2項」に改め、同表の12の(11)の表9の項中「統計法施行令(昭和24年政令第130号)」を「統計法施行令(平成20年政令第334号)」に、「第5条」を「第4条第1項」に改め、同表の12の(11)の表11の項中「(建築基準法第6条第1項)」を削り、同表の12の(11)の表12の(1)の項中「港湾」を「港湾及び海岸」に改め、同表の12の(11)の表12の項を同表の12の(11)の表16の項とし、同表12の(11)の表11の項の次に次のように加える。

12 海岸法(昭和31年法律第101号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 海岸保全基本計画の策定及び変更(法第2条の3第1項及び第7項)																								○																							
	(2) 海岸保全区域の指定及び廃止(法第3条第1項、第2項及び第4項)																																					○										
	(3) 他の施設等の設置に係る海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内の占用並びに施設及び工作物の設置に係る一般公共海岸区域(水面を除く。)内の占用の許可(占用面積が300平方メートル以内のもの及びブロック等製作作業ヤード等の占用に係るものに限る。)(法第7条及び第37条の4)																																							○					土木事務所所長			
	(4) 海岸保全区域の土石の採取(手掘りに係るものに限る。)、海岸保全区域内の水面及び公共海岸の土地以外の土地における他の施設等の新設及び改築並びに土地の掘削、盛土、切土等の許可並びに一般公共海岸区域内の土石の採取(手掘り																																											○				

	(4) 簡易係留施設の使用禁止の命令等(条例第6条の2)																	○		〃			
	(5) 占用料、土石採取料及び使用料(以下この項において「占用料等」という。)の徴収(当該占用料等に係る許可の決裁権者が所長であるものに限る。)(条例第8条第1項)																		○		〃		
	(6) 占用料等の延滞金の督促及び徴収(当該占用料等に係る許可の決裁権者が所長であるものに限る。)(条例第9条第1項及び第2項)																		○		〃		
	(7) 占用料等の減免(当該占用料等に係る許可の決裁権者が所長であるものに限る。)(条例第10条及び高知県海岸管理条例施行規則(平成18年高知県規則第42号。以下この項において「規則」という。)第10条第1項第1号から第3号まで)																		○		〃		
	(8) 占用料等の還付(当該占用料等に係る許可の決裁権者が所長であるものに限る。)(条例第12条第1項ただし書及び第2項)																		○		〃		
	(9) 権利義務の承継の届出の受理(当該許可の決裁権者が所長であるものに限る。)(条例第14条第2項)																		○		〃		
	(10) 海岸保全区域等の占用及び簡易係留施設の使用の許可の期間の更新(当該許可の決裁権者が所長であるものに限る。)(規則第5条第3項)																			○		〃	
	(11) 行為の着手及び完了の届出の受理並びに完了の検査(当該許可の決裁権者が所長であるものに限る。)(規則第12条)																			○		〃	
	(12) 許可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理(当該許可の決裁権者が所長であるものに限る。)(規則第15条)																			○		〃	
	(13) 許可の効力の喪失のときの原状回復等に係る検査(当該許可の決裁権者が所長であるものに限る。)(規則第16条)																			○		〃	
	(14) (1)から(13)までの事項以外の条例に関すること。																			○			
15	高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例(平成13年高知県条例第6号。以下この項において「条例」という。)に関する																				○		土木事務所長(指定管理者が行うことができない場合に限る。)
	(1) 公園内における行為の制限(条例第3条)																				○		土木事務所長
	(2) 公園の利用の禁止及び制限(条例第5条)																				○		土木事務所長
	(3) 公園の有料施設の利																				○		土木事

事務	用の許可等（条例第6条）									務所長 （指定 管理者 が行う ことが できない 場合に 限る。）
	(4) 使用料の徴収並びに減免（高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県規則第79号）第10条第1項第1号及び第2号の規定によるものに限る。）及び還付（条例第14条第1項並びに同条第3項において読み替えて準用する条例第12条及び第13条ただし書）								○	土木事務所長
	(5) (1)から(4)までの事項以外の条例に関すること。								○	

別表第3の12の(12)の表を削り、同表の13の(1)中「会計企画課」を「会計管理課」に改め、同表の13の(1)の下表1の項に次のように加える。

(3) (2)のうち普通預金口座と当座預金口座との間の日々の預金の移替に係るもの									○	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第3の13の(1)の下表3の(6)の項を次のように改める。

(6) 支出負担行為の合議（規則第44条第1項）	ア 1件1億円以上のもの	○								
	イ 1件5,000万円以上1億円未満のもの		○							
	ウ 1件5,000万円未満のもの			○						課長が適当と認めるものについては、会

										計指導監、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------------

別表第3の13の(1)の下表3の項に次のように加える。

(7) 支出の決定（高知県給与等集中管理特別会計、高知県旅費集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの、一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したものに係るもの並びに旅費を除く。）（規則第48条第1項）	ア 1件1億円以上のもの	○								
	イ 1件5,000万円以上1億円未満のもの		○							
	ウ 1件5,000万円未満のもの			○						課長が適当と認めるものについては、会計指導監、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。
(8) 歳入歳出外現金の受入れ及び払出しの通知の受理（高知県給与等集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るものを除く。）（規則第68条第1項）								○		〃
(9) 保管有価証券の受け払い（規則第70条第1項及び第2項）								○		〃
(10) 本庁及び出先機関の会計検査に關すること。（規則第110条）								○		
(11) 総括会計検査員、主任会計検査員及び会計検査員の任免（規則第111条第1項）								○		

別表第3の13の(1)の下表5の項を次のように改める。

5 その他 の事務	(1) 支出命令確認入力及び戻出命令確認入力の確認に関すること（高知県給与等集中管理特別会計、高知県旅費集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの、一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したものに係るもの並びに旅費に係るものを除く。）。			○	課長が適当と認めるものについては、課長補佐等が専決する。
	(2) 歳入歳出外現金払出確認入力の確認に関すること（高知県給与等集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るものを除く。）。			○	〃
	(3) 当日緊急支払確認書及び明細書の確認に関すること。			○	〃
	(4) 支払証発行管理簿の確認に関すること。			○	〃

別表第3の13の(2)を削り、同表の13の(3)の下表1の(2)の項及び1の(3)の項を次のように改める。

(2) 支出の決定 （高知県給与等集中管理特別会計、高知県旅費集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの、一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したものに係るもの並びに旅費に限る。）（規	ア 1件5,000万円以上のもの			○	
	イ 1件5,000万円未満のもの			○	課長が適当と認めるものについては、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。

則第48条第1項)					
(3) 歳入歳出外現金の受入れ及び払出しの通知の受理（高知県給与等集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るものに限る。）（規則第68条第1項）	ア 1件5,000万円以上のもの			○	
	イ 1件5,000万円未満のもの			○	課長が適当と認めるものについては、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。

別表第3の13の(3)の下表3の項を次のように改める。

3 その他 の事務	(1) 支出命令確認入力及び戻出命令確認入力の確認に関すること（高知県給与等集中管理特別会計、高知県旅費集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの、一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したものに係るもの並びに旅費に係るものに限る。）。			○	課長が適当と認めるものについては、課長補佐等が専決する。
	(2) 歳入歳出外現金払出確認入力の確認に関すること（高知県給与等集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るものに限る。）。			○	〃

別表第3の13の(3)を同表の13の(2)とし、同表備考4中「建設検査長」を「土木技術監及び建設検査長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。